

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県くらし創造部青少年・社会活動推進課において縦覧に供します。

平成三十一年四月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成三十一年三月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アジア高齢者・障害者介護福祉協力会

三 代表者の氏名

桂 良太郎

四 主たる事務所の所在地

橿原市北越智町三二二番地（社会福祉法人うねび会ばれケアセンター白檀内）

五 定款に記載された目的

この法人は、アジア諸国の市民や社会に対して、高齢者および障害者の介護福祉向上のための諸施策の必要性を提唱し、介護福祉制度の整備や福祉事業活動の企画、人材養成機関の開設、さらには介護福祉施設の運営などへの協力支援に関する事業を行ない、高齢者や障害者への介護福祉サービスの向上や家族の安心に寄与することを直接の目的とする。さらに、これらの活動を通じてアジア諸国との真の友好関係を築くとともに、広く国際平和へ貢献することを大なる目的とする。なお、当面はベトナム国における市民や教育機関・福祉関係諸団体を対象とした活動から着手する。